

現 行

1 (イ) 許可基準 (第17表)

許可権者	鳥 獣 名 等	許 可 基 準					
		許可対象者	期 間	区 域	方 法	留意事項	
市町村長	ハシブトガラス、ハシボソガラス	aのとおり	cのとおり	dのとおり	銃、箱わな、網	fのとおり	
	カルガモ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ				銃、網		
	ツキノワグマ(現に人畜等に危害を加えるおそれがある場合に限る。)				銃、箱わな		
	ノウサギ				銃、網		
知 事 (区域を所轄する総合支庁長の所管)	ドバト				90日以内		銃、箱わな、網
	サギ類、カワウ						銃、網
	ヒヨドリ、オナガ、ウソ、カモ類(カルガモ除く)				30日以内		銃、網
	ツキノワグマ						銃、箱わな
	タヌキ、ハクビシン				90日以内		銃、箱わな
	ニホンザル						銃、わな
	イノシシ	90日以内	銃、わな				
	ニホンジカ		銃、わな				
	アライグマ	90日以内	銃、箱わな				
	鳥類の卵の採取等	60日以内	法定猟法以外の方法				
市町村の区域をまたがって有害鳥獣捕獲を実施する場合	30日以内	対象鳥獣の種類による方法					

改 正 後

1 (イ) 許可基準 (第17表)

許可権者	鳥 獣 名 等	許 可 基 準					
		許可対象者	期 間	区 域	方 法	留意事項	
市町村長	ハシブトガラス、ハシボソガラス	aのとおり	cのとおり	dのとおり	銃、箱わな、網	fのとおり	
	カルガモ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ				銃、網		
	ツキノワグマ(現に人畜等に危害を加えるおそれがある場合に限る。)				銃、箱わな		
	ノウサギ				銃、網		
知 事 (区域を所轄する総合支庁長の所管)	ドバト				6カ月以内		銃、箱わな、網
	サギ類、カワウ						銃、網
	ヒヨドリ、オナガ、ウソ、カモ類(カルガモ除く)				30日以内		銃、網
	ツキノワグマ						銃、箱わな
	ニホンザル				1年以内(※2)		銃、わな
	イノシシ						銃、わな
	ニホンジカ	1年以内	銃、わな				
	タヌキ、ハクビシン		銃、箱わな				
	アライグマ	6カ月以内	銃、箱わな				
	その他の鳥獣(※1)	30日以内	銃、わな				
鳥類の卵の採取等	6カ月以内	法定猟法以外の方法					
市町村の区域をまたがって有害鳥獣捕獲を実施する場合	30日以内	対象鳥獣の種類による方法					

(※1) 「その他の鳥獣」については、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」第4条第1項に規定する「鳥獣被害防止計画」の捕獲等に関する事項に記載されている鳥獣(カモシカを除く。)に限る。

(※2) ニホンザルについては、法に基づく「指定管理鳥獣」または「狩猟鳥獣」に定められていないことから、第四5(1)規定の「市町村第二種特定鳥獣管理事業実施計画」に準拠した計画を定め、捕獲を実施する場合は、有害鳥獣捕獲期間を1年以内とすることができるものとする。(計画を定めない場合は30日以内)

現 行

第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項
 (2) 計画に基づく施策の方針

(第 24 表)

計画作成年度 (予定)	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
H28	管理及び被害軽減	ニホンザル	H29. 4. 1～ H34. 3. 31	県全域	
H28	管理及び被害軽減	ツキノワグマ	H29. 4. 1～ H34. 3. 31	県全域	
H27	管理及び被害軽減	イノシシ	H28. 4. 1～ H33. 3. 31	県全域	
(本計画 策定期間中)	管理及び被害軽減	ニホンジカ	(5 ㇿ年間)	県全域	

改 正 後

第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項
 (2) 計画に基づく施策の方針

(第 24 表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
H28	管理及び被害軽減	ニホンザル	H29. 4. 1～ R4. 3. 31	県全域	
H28	管理及び被害軽減	ツキノワグマ	H29. 4. 1～ R4. 3. 31	県全域	
H27	管理及び被害軽減	イノシシ	H28. 4. 1～ R3. 3. 31	県全域	
<u>R</u> 元	管理及び被害軽減	ニホンジカ	<u>R2. 4. 1～</u> <u>R7. 3. 31</u>	県全域	

○改元に伴う計画書中の元号及び元号表記の変更 (令和元年5月1日以降)

- ・「平成」 ⇒ 「令和」
- ・「H」 ⇒ 「R」